

# 神戸港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 28 年 5 月

神戸港港湾管理者

神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年 2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年 3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成20年 11月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年 10月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年 11月 交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年 7月 交通政策審議会第38回港湾分科会
- ・平成22年 11月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年 11月 交通政策審議会第39回港湾分科会
- ・平成23年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年 10月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年 12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成25年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年 2月 交通政策審議会第51回港湾分科会
- ・平成25年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成26年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成26年 7月 神戸港港湾審議会
- ・平成27年 6月 神戸港港湾審議会
- ・平成28年 1月 神戸港港湾審議会

の議を経た神戸港の港湾計画の軽易な変更をするものである。



## 目 次

変更理由 .....	1
港湾の環境の整備及び保全 .....	2
1 港湾環境整備施設計画 .....	2
土地造成及び土地利用計画 .....	3
1 土地利用計画 .....	3



## 変更理由

1. 親水性・回遊性の向上、歴史を生かしたまちの魅力アップを図るため、兵庫ふ頭地区において、港湾環境整備施設計画、土地利用計画を変更する。
2. 良好な港湾の環境形成を図るとともに、立地企業の要請に対応するため、摩耶ふ頭地区において、港湾環境整備施設計画、土地利用計画を変更する。

# 港湾の環境の整備及び保全

## 1 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下の通り計画を変更する。

[港湾環境整備施設計画]	
兵庫ふ頭地区	
緑地    1 ha	[既定計画の変更計画]
摩耶ふ頭地区	
緑地    6 ha	[既定計画の変更計画]
[既定計画]	
兵庫ふ頭地区	
緑地    1 ha	
摩耶ふ頭地区	
緑地    5 ha	

# 土地造成及び土地利用計画

## 1 土地利用計画

兵庫ふ頭地区、摩耶ふ頭地区の土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位: ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
兵庫ふ頭地区	(22) 22	(30) 30	(47) 47	9		(1) 1	(101) 109
摩耶ふ頭地区	(30) 30	(102) 102	(17) 17		1	(6) 6	(154) 154
合計	(52) 52	(132) 132	(64) 64	9	1	(7) 7	(255) 264

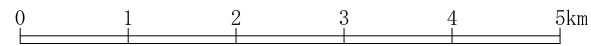
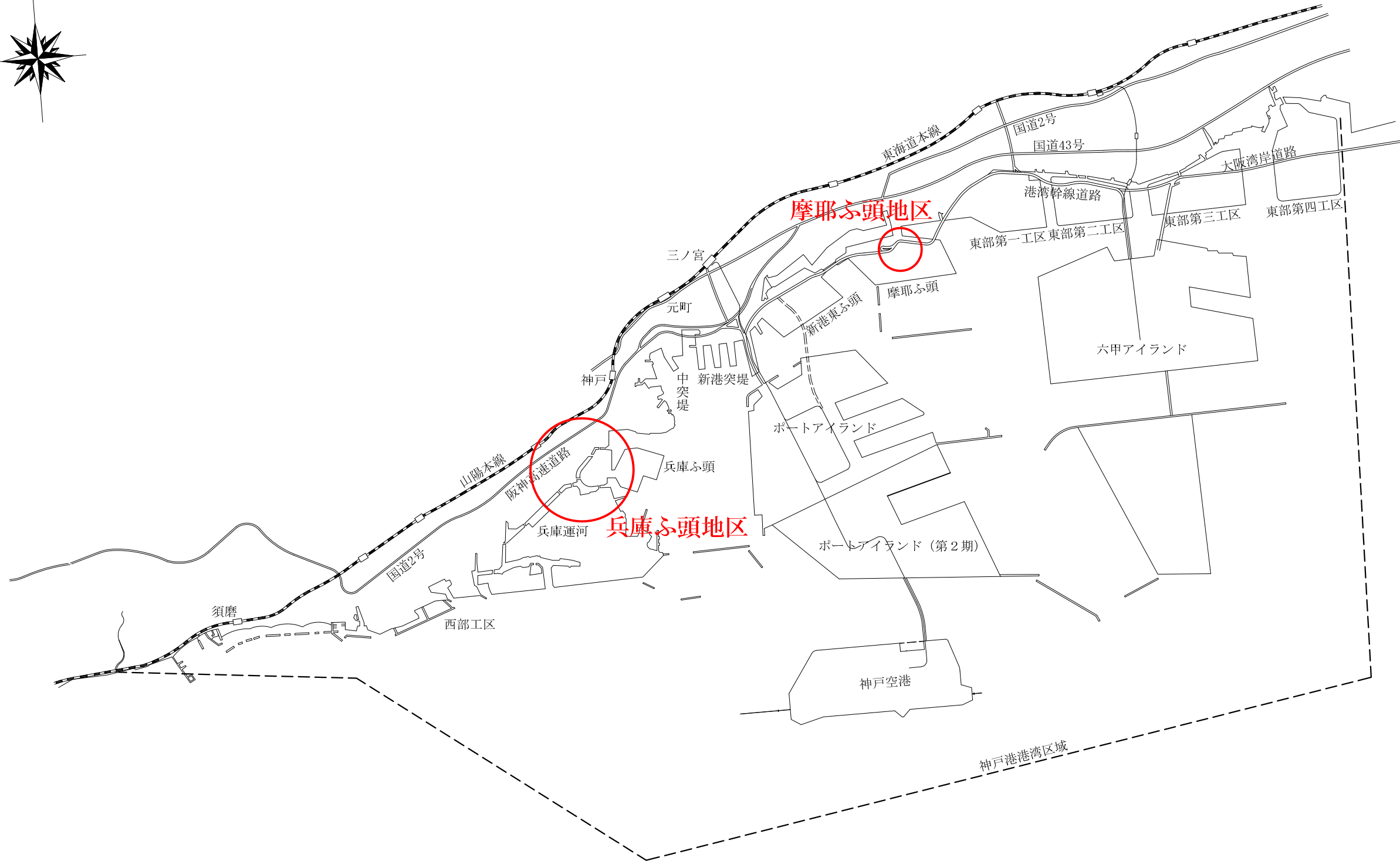
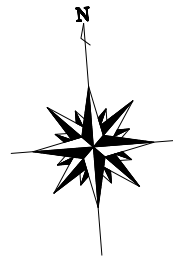
注1) ( )内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。



神戸港港湾計画位置図 S=1/70,000



凡 例	
	計画変更箇所